

広島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会及び北広島町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
旧東生口小学校	尾道市因島原町一五九一番地一	平成二五年五月二八日
旧南小学校	尾道市瀬戸田町荻二五七六番地一	平成二五年五月二八日
旧生口中学校	尾道市瀬戸田町御寺二二〇九番地二四	平成二五年五月二八日
八重総合センター	山県郡北広島町今田二三〇三番地	平成二五年四月二五日